

○尼崎市都市計画法施行細則

平成8年3月29日

規則第24号

改正 平成12年12月26日規則第67号 平成13年5月18日規則第31号

平成17年3月4日規則第1号 平成19年11月26日規則第71号

平成31年3月29日規則第33号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書の添付図書)

第2条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書(以下「許可申請書」という。)には、法第30条第2項に規定する図書のほか、その開発区域(法第4条第13項に規定する開発区域をいう。以下同じ。)に係る図書で次の各号(当該開発区域の面積が1ヘクタール未満であるときは、第5号から第7号までを除く。)に掲げるものを添えなければならない。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 地籍図
- (3) 造成面積求積図(縮尺500分の1以上のものに限る。)
- (4) 排水流域図及び流量計算書(縮尺2,500分の1以上のものに限る。)
- (5) 道路縦断面図(縮尺1,000分の1以上のものに限る。)
- (6) 排水施設縦断面図(縮尺1,000分の1以上のものに限る。)
- (7) 防災計画図
- (8) 当該開発区域の現況写真
- (9) 工事概要書
- (10) その他市長が必要と認める図書

(平13規則31・平17規則1・平31規則33・一部改正)

(開発行為の許可標識の掲示)

第3条 法第29条第1項の許可(以下「開発許可」という。)を受けた者は、その開発行為に係る工事の期間中、開発行為許可標識(第1号様式)をその工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 開発許可を受けた者は、前項の規定により掲示した開発行為許可標識の記載事項に変更があったときは、当該記載事項を訂正しなければならない。

(平13規則31・平31規則33・一部改正)

(変更許可申請書の添付図書)

第4条 法第35条の2第1項の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとする者は、同条第2項に規定する申請書(以下「変更許可申請書」という。)には、省令第28条の3に規定する図書のほか、第2条各号(その変更後の開発区域の面積が1ヘクタール未満であるときは、同条第5号から第7号までを除く。)に掲げる図書のうち開発行為(法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)の変更に伴いその内容が変更されるものを添えなければならない。

(平31規則33・一部改正)

(軽微な変更の届出)

第5条 法第35条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書に第2条第3号から第9号まで(その開発区域の面積が1ヘクタール未満であるときは、同条第3号、第4号、第8号及び第9号)に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて市長に提出しなければならない。

(平31規則33・一部改正)

(建築承認等の申請)

第6条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、建築等承認申請書に当該承認を受けようとする建築物(法第4条第10項に規定する建築物をいう。以下同じ。)又は特定工作物(法第4条第11項に規定する特定工作物をいう。以下同じ。)に係る図書で次の各号に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築許可申請書に当該許可を受けようとする建築物に係る図書で前項各号に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。

3 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、新築等許可申請書に当該許可を受けようとする建築物又は特定工作物に係る図書で第1項各号に掲げるもの及び用途別現況図を添えて市長に提出しなければならない。

(平31規則33・一部改正)

(地位の承継の届出)

第7条 法第44条の規定により被承継人が有していた開発許可又は法第43条第1項の許可に基づく地位を承継した者は、その承継の事由が生じた日から7日以内に、地位承継届出書に当該承継の事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平31規則33・一部改正)

(開発許可に基づく地位の承継の承認の申請)

第8条 法第45条の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書にその承継に係る図書で次の各号に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該承継の原因を証する書類
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 地籍図
- (4) 土地所有者等関係権利者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める図書

(平17規則1・平31規則33・一部改正)

(監督処分 of 公示の標識)

第9条 法第81条第3項の標識は、第2号様式によるものとする。

(身分を示す証明書)

第10条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、第3号様式によるものとする。

(図書の提出部数)

第11条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する図書の部数は、正本及び副本各1部(法第34条第1項第14号に該当する開発行為に係る許可申請書又は変更許可申請書及びこれらの添付書類にあっては、正本1部及び副本2部)とする。

(平13規則31・平19規則71・平31規則33・一部改正)

(施行の細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月26日規則第67号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成13年5月18日規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月4日規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付された不動産登記法(平成16年法律第123号)による改正前の不動産登記法(以下「改正前の不動産登記法」という。)第21条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本又は不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第52条の規定による改正前の商業登記法(以下「改正前の商業登記法」という。)第11条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本は、この規則による改正後の規則の規定の適用については、これらを登記事項証明書とみなす。不動産登記法附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の不動産登記法第21条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本又は不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本も、同様とする。

付 則(平成19年11月26日規則第71号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

付 則(平成31年3月29日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の尼崎市都市計画法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第1号様式により作成されている開発行為許可標識は、この規則による改正後の尼崎市都市計画法施行細則第1号様式により作成された開発行為許可標識とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第3号様式により作成されている身分を示す証明書については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

第1号様式

100センチメートル以上	
開 発 行 為 許 可 標 識 許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
開 発 区 域 の 位 置	
開 発 区 域 の 面 積	
工 事 の 名 称	
許可を受けた者の住所及び氏名	電話
工事施行者の住所及び氏名	電話
設 計 者 氏 名	工 事 現 場 管 理 者 氏 名
↑ おおよびね80センチメートル ↓	↑ おおよびね80センチメートル ↓

第2号様式

60センチメートル	45センチメートル
	都市計画法による命令の公告
	命令に係る土地(建築物・工 作物・物件)の所在地
	命令を受けた者の住所・氏名
	この土地(建築物・工作物・物件)について上記の者が行った行為(.....))は、都市計画法の規定に違反しているので、同法第81 条第1項の規定に基づき.....を命じたものである。
	年 月 日 尼崎市長
	(注意) 1 この標識は、都市計画法第81条第3項の規定に基づき設置したものであ る。 2 この命令に違反した場合は、罰せられることがある。 3 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。

第3号様式
(表面)

<p>第 号 身 分 証 明 書</p> <p>所 属 _____</p> <p>職 名 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>尼 崎 市 長 ㊟</p>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <ol style="list-style-type: none">1 この証明書は、立入検査の職務の執行に際し、必要があるときは、提示しなければならない。2 この証明書は、いかなる理由があっても、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。3 この証明書を紛失し、又は毀損したときは、直ちに、市長に届け出なければならない。4 この証明書は、立入検査に係る職務に従事しなくなったときは、直ちに、市長に返還しなければならない。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏面)

<p>都 市 計 画 法 (抜 粋)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。
